

## 第3回 行動計画策定 平成27年3月31日

従業員が仕事と子育てを両立させることが出来、従業員全員が、働きやすい環境を作ることにより、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

### 2 内容

目標1：所定外労働を削減するための措置の実施

(対策)

平成27年	10月～所定外労働の現状を把握、	部門ごとの問題点の検討
平成28年	10月～所定外労働の現状を把握、	部門ごとの問題点の改善
平成29年	10月～所定外労働の現状を把握、	部門ごとの問題点の改善

毎年、管理職の会議も併せて行う。

目標2：年次有給休暇の取得促進のための措置の実施

対策

平成27年	10月～社員の有給休暇取得状況の実態調査
	取得促進強化 時間単位の有給休暇取得の継続
平成28年	10月～社員の有給休暇取得状況の実態調査
	取得促進強化 時間単位の有給休暇取得の継続
平成29年	10月～社員の有給休暇取得状況の実態調査
	取得促進強化 時間単位の有給休暇取得の継続

目標3：育児休業などを取得しやすい、雇用環境を整備する

(対策)

- (ア) 子供が生まれる際の父親の休暇取得の促進
- (イ) 労働者が子供の看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入